

令和7年度

鳥取県手をつなぐ育成会

定期(第1回)総会

【とき】 令和7年6月13日(金) 13時30分～

【ところ】 倉吉市・倉吉体育文化会館

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会

手をつなぐ母の歌

Moderato (♩=100)

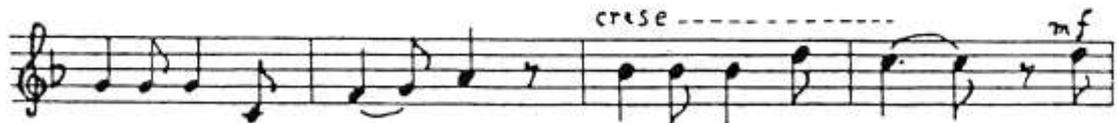
久富吉晴 作詞
作曲



あ つ き ね - が い に い き る - ひ と - い



く と せ か さ ね て い ま も な お - と



も - に か た ら ん ま こ と も て - て



と て を つ な ぐ は は わ れ ら -

手をつなぐ母の歌

久富吉晴 作詞 作曲

①

熱き希ながいに活きる人
幾とせ重ねて今もなお
共に語らんまこともて
手と手をつなぐ母われら

②

深き希ながいに活きる人
行く手を望みて俤せを
共に拓ひらかんまこともて
手と手をつなぐ母われら

③

同じ希ながいに活きる人
光のさしそう母の座を
共に頷うなたんまこともて
手と手をつなぐ母われら

日 程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓紹介
- 4 来賓祝辞・行政説明
- 5 議長選出
- 6 議事録署名者選出
- 7 議 事
 - 議案第1号 令和6年度事業報告並びに決算について
 - 議案第2号 令和7年度補正予算について
 - 議案第3号 理事の選任について
- 8 報 告
 - 令和6年度公益目的支出計画実施報告書について
- 9 閉 会

議案第 1 号

令和 6 年度事業報告並びに決算について

(提案理由)

令和 6 年度事業の終了により、別紙のとおり事業報告書(案)及び決算書(案)を作成したので、定款第 39 条第 2 項により、承認願いたい。

なお、令和 6 年度事業及び決算に対し監査いただいた結果報告は、別紙資料の監査報告のとおりである。

<資料>

- ・令和 6 年度事業報告書(案) P 2～11
- ・令和 6 年度決算書(案) P 12～22
- ・監査報告書 P 23

令和6年度 事業報告書（案）

1 会務の報告

(1) 総会の開催

〈第1回〉	[期日・会場]	令和6年 6月12日(水) 倉吉市・エースパック未来中心
	[出席状況]	正会員953人のうち647人 (出席者35人・委任状388人・書面表決224人)
	[議案]	第1号 令和5年度事業報告並びに決算について 第2号 令和6年度補正予算について 第3号 役員を選任について 第4号 定款の変更について
	[審議結果]	全議案を原案どおり承認・決定
	[報告事項]	令和5年度公益目的支出計画実施報告書について
〈第2回〉	[期日・会場]	令和7年 3月19日(水) 倉吉市・エースパック未来中心
	[出席状況]	正会員46人のうち32人 (出席者13人・委任状11人・書面表決8人)
	[議案]	第1号 令和6年度補正予算について 第2号 令和7年度事業計画並び予算について
	[審議結果]	全議案を原案どおり承認・決定

(2) 理事会の開催

〈第1回〉	[期日・会場]	令和6年 5月14日(火) 湯梨浜町・湯梨浜はごろも苑
	[出席状況]	理事10人(欠席3人)、監事2人
	[議案]	第1号 令和5年度事業報告並び決算について 第2号 令和5年度公益目的支出計画実施報告書について 第3号 令和6年度補正予算について 第4号 監事の推薦について 第5号 定款の変更について 第6号 第13回(令和10年度)全国大会の開催について
	[審議結果]	全議案を原案どおり承認・決定
	[報告事項]	①役員を選任について ②令和6年度共同募金助成申請について ③令和6年度定期(第1回)総会の運営等について
〈第2回〉	[期日・会場]	令和6年 6月12日(水) 倉吉市・エースパック未来中心
	[出席状況]	理事9人(欠席4人)、監事1人(欠席1人)
	[議案]	第1号 会長、副会長、常務理事の互選について
	[審議結果]	原案どおり承認・決定
〈第3回〉	[期日・会場]	令和6年10月 4日(金) 倉吉市・倉吉体育文化会館
	[出席状況]	理事11人(欠席2人)、監事0人(欠席2人)
	[議案]	第1号 定款細則について 第2号 理事の選任区分について 第3号 令和6年度臨時(第2回)総会の招集について
	[審議結果]	全議案を原案どおり承認・決定
	[報告事項]	①職務執行状況報告

		②令和7年度に向けた県の制度・予算要望について
		③第13回(令和10年度)全国大会について
		④今後の事業・予算について
(第4回)	[期日・会場]	令和7年 2月21日(金) 倉吉市・倉吉体育文化会館
	[出席状況]	理事9人(欠席4人)、監事0人(欠席2人)
	[議案]	第1号 令和6年度補正予算について
		第2号 各地区育成会・施設(保護者会)への会費徴収等に係る事務協力金の支給について
		第3号 令和7年度事業計画及び予算について
		第4号 令和7年度定期(第1回)総会の招集について
	[審議結果]	全議案を原案どおり承認・決定
	[報告事項]	①職務執行状況報告
		②正会員数について
		③令和7年度地区育成会の担当について

(3) 監事会の開催

	[期日・会場]	令和6年 5月 2日(木) 鳥取市・福祉人材研修センター
	[出席状況]	監事2人、会長(立会)

(4) 正副会長会の開催

(第1回)	[期日・会場]	令和6年 5月 2日(木) 鳥取市・福祉人材研修センター
	[出席状況]	正副会長3人(欠席1人)
	[議題]	第1回理事会の議案等について
(第2回)	[期日・会場]	令和6年 6月12日(水) 倉吉市・エースパック未来中心
	[出席状況]	正副会長3人(欠席1人)
	[議題]	①副会長の順位について
		②各種事業における副会長業務分担について
(第3回)	[期日・会場]	令和6年 9月18日(水) オンライン
	[出席状況]	正副会長4人
	[議題]	第3回理事会の議案等について
(第4回)	[期日・会場]	令和7年 2月 5日(水) オンライン
	[出席状況]	正副会長4人
	[議題]	第4回理事会の議案等について

(5) 部会(組織、事業、本人支援、合同)の開催

組織部会	[期日・会場]	令和6年12月23日(月) 湯梨浜町・湯梨浜はごろも苑
	[出席状況]	部員5人
	[議題]	①事務の簡素化について
		②会員数の減少について
事業部会	[期日・会場]	令和6年12月23日(月) 湯梨浜町・湯梨浜はごろも苑
	[出席状況]	部員5人(欠席1人)
	[議題]	令和7年度以降の事業について

※本人支援部、合同部会は開催なし

※事業名の内《実施事業》の表記については、公益法人改革に伴う一般社団法人への移行のため公益目的支出計画に定められた事業で、基本的に継続して実施することが必要であるもの。

2 研修事業の実施

(1) 権利擁護勉強会の開催 《実施事業》 <共同募金助成事業>

[期日・会場] 令和6年11月15日(金) 倉吉市・倉吉交流プラザ

[参加者] 43人

[内容] 講演「本人支援について考える」

講師 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長 田中正博氏

(2) 家族支援プロジェクトワークショップの開催 《実施事業》

①ワークショップの開催

[期日・会場] 令和6年 5月23日(木) 岩美町・岩美すこやかセンター

[参加者] 8人

[ファシリテーター] 東部心身障害児者育成会 湯川みちよ氏

②研修会の開催 実施なし

3 社会啓発事業の実施

(1) 会報の発行と情報提供 《実施事業》

①会報「育成とっとり県」の発行

第53号 令和6年10月8日発行 2,000部

第54号 令和7年2月28日発行 2,000部

・編集会議 第1回 令和6年 7月18日(木) 倉吉市・倉吉体育文化会館

第2回 令和6年 9月11日(水) 倉吉市・倉吉体育文化会館

第3回 令和7年 1月24日(金) 倉吉市・倉吉体育文化会館

②ホームページ等による情報提供

(2) 県民総合福祉大会の共催

[期日・会場] 令和6年9月12日(木) 米子市・米子コンベンションセンター

[内容] ・表彰式 ・活動発表 ・アトラクション

・記念講演：「注文をまちがえる料理店のこれまでとこれから」

講師 一般社団法人注文をまちがえる料理店

常務理事 小国士朗氏

・実行委員会 第1回 令和6年4月 9日(火) 鳥取市・福祉人材研修センター

第2回 令和7年3月 7日(金) 鳥取市・福祉人材研修センター

・事務局長会 第1回 令和6年4月 9日(火) 鳥取市・福祉人材研修センター

第2回 令和6年8月22日(木) 米子市・米子コンベンションセンター

第3回 令和7年3月 7日(金) 鳥取市・福祉人材研修センター

(3) 知的障がいに対する理解促進と啓発

①リーフレット「知ってほしい知的障がい」の配布等により理解促進を図る。

②知的障がい児者理解啓発キャラバン隊による啓発 実施なし

4 社会参加促進事業の実施

(1) 第27回鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催 《実施事業》

- 東部大会 [期日・会場] 令和6年11月9日(土) 鳥取市・鳥取市民体育館
[参加者] 194人
[内容] ナイス・ストライク、大玉転がし、ピラミッドリレー、レクリエーション
- ・実行委員会 第1回 令和6年 4月25日(木) 鳥取市・さわやか会館
 - ・競技委員会 第1回 令和6年 5月30日(木) 鳥取市・さわやか会館
第2回 令和6年 7月31日(木) 鳥取市・さわやか会館
第3回 令和6年10月15日(火) 鳥取市・鳥取市民体育館
第4回 令和7年 2月6日(木) 鳥取市・さわやか会館
- 中部大会 [期日・会場] 令和6年10月26日(土) 湯梨浜町・ハワイ夢広場他
[参加者] 226人
[内容] ウォークラリー(チェックポイントでフライングディスク、グラウンドゴルフ、わなげを実施)
- ・実行委員会 第1回 令和6年 6月26日(水) 倉吉市・倉吉福祉センター
 - ・競技委員会 第1回 令和6年 8月21日(水) 倉吉市・倉吉福祉センター
第2回 令和6年10月16日(水) 倉吉市・倉吉福祉センター
第3回 令和7年 2月27日(木) 倉吉市・倉吉福祉センター
- 西部大会 [期日・会場] 令和6年11月30日(土) 米子市・米子産業体育館
[参加者] 398人
[内容] ボッチャ、みんなで走ろう!、玉入れ、レクリエーション、何が当たるかな?
- ・実行委員会 第1回 令和6年 6月25日(火) 米子市・ふれあいの里
第2回 令和6年 8月27日(火) 米子市・ふれあいの里
 - ・競技委員会 第1回 令和6年 7月10日(水) 米子市・ふれあいの里
第2回 令和6年11月19日(火) 米子市・ふれあいの里
第3回 令和7年 2月27日(木) 米子市・ふれあいの里

(2) 第15回ふれんず大会の開催 《実施事業》

- [期日・会場] 令和6年11月24日(日) 倉吉市・倉吉福祉センター
[参加者] 30人
[内容] コミュニケーション能力の向上に役立つワークショップ
講師:鳥の劇場 俳優2人

- ・実行委員会(本人部会) 第1回 令和6年 8月4日(日) 倉吉市・倉吉体育文化会館
第2回 令和6年 9月15日(日) 倉吉市・倉吉体育文化会館
第3回 令和6年11月4日(月) 倉吉市・倉吉福祉センター
第4回 令和7年 3月2日(日) 倉吉市・伯耆しあわせの郷

(3) 知的障がい児(者)レクリエーション教室の開催 《実施事業》

鳥取県の補助事業として、在宅の知的障がい者の地域における社会参加と自立の促進を図るため、各地区育成会を通じて次の事業を実施した。

- ・東部地区・・・ボウリング大会・永年勤続表彰、1日レクリエーション、創作・余暇活動、調理実習
- ・中部地区・・・果物狩り体験、花かご作り、アートな作品作り
- ・西部地区・・・クリスマス会、レクリエーション、waiwaiフェスティバル

5 県委託事業の実施

(1) 親亡き後の安心サポート体制構築事業

①「安心サポートファイル」(あいサポートファイルとっとり)説明会の開催

出張説明会	令和6年 7月13日(土)	個人: 3人
	令和6年 7月18日(木)	鳥取大学附属特別支援学校: 14人
	令和6年11月 5日(火)	鳥取養護学校: 7人
	令和6年12月 6日(金)	米子養護学校: 53人
本会主催	令和7年 2月13日(木)	中部会場 午前: 4人 午後: 6人
	令和7年 2月15日(土)	東部会場 午前: 8人 午後: 7人
	令和7年 3月 1日(土)	西部会場 午前: 10人 午後: 6人

ファイル配布数 119個

②安心サポートファイルとっとり普及研修・相談会の実施

上記本会主催説明会と併催

③障がい者安心サポート体制検討委員会の開催

第1回	令和6年 8月 2日(金)	倉吉市・倉吉体育文化会館
第2回	令和7年 1月30日(木)	倉吉市・倉吉体育文化会館
第3回	令和7年 3月 4日(火)	倉吉市・倉吉体育文化会館

④障がい者安心サポート体制検討委員会ワーキンググループの開催

第1回	令和7年 1月10日(金)	鳥取市・福祉人材研修センター
第2回	令和7年 2月12日(水)	鳥取市・福祉人材研修センター

(2) 知的障害者相談員活動強化事業

知的障害者相談員活動強化研修会の開催

[期日・会場]	令和7年3月4日(火)	倉吉市・倉吉体育文化会館
[参加者]	16人(相談員13人、市町村担当課職員1人、役員2人)	
[内容]	「あいサポート研修」	
	講師	メッセンジャー 山口雅彦氏(県障がい者スポーツ協会)

6 各種助成事業の実施

(1) 第57回三交会(保護者研修会)の開催への助成

[期日・会場]	令和6年6月12日(水)	倉吉市・エースパック未来中心
[担当]	東部心身障害児(者)育成会	
[参加者]	50人	
[内容]	講演1「DWA Tの概要について」	
	講師	鳥取県社会福祉協議会 主事 永見海生氏
	講演2「能登半島地震1.5次避難所の活動について」	
	講師	鳥取県厚生事業団 鹿野かちみ園 西田智美氏
	演習「防災ゲーム」	
	講師	鳥取県社会福祉協議会 主事 稲村彩華氏

(2) 地区ふれあい研修会への助成

東部地区	[期日・会場]	令和7年 2月12日(水)	鳥取市・さわやか会館
	[参加者]	23人	
	[内容]	「個別避難計画について」「気象情報から学ぶ」	

中部地区	[期日・会場]	令和7年 2月18日(火)	倉吉市・エースパック未来中心
	[参加者]	13人	
	[内容]	「こう暮らしたいからここに住む」	
西部地区	[期日・会場]	令和6年11月 6日(水)	境港市・老人福祉センター浜の里
	[参加者]	41人	
	[内容]	「健康にはスポーツ ～運動が一番！～」	

(3) 地区育成会への助成

県内7地区育成会に対し、地区育成会活動振興のため助成を行った。

(4) セミナー等への派遣の助成

これからの育成会活動の活性化を図るため、全国手をつなぐ育成会連合会等が主催するセミナー等へ派遣し、その費用の助成を行った。

①全育連主催「第15回権利擁護セミナー(in兵庫)」DVD購入

[人数] 1人

7 連絡調整事業の実施

(1) 全国手をつなぐ育成会連合会との連携・協力

①全国手をつなぐ育成会連合会関係会議等への出席

・通常総会 令和6年6月21日(金) 東京都

・代表者、事務局長合同会議 令和7年3月11日(火) オンライン

②第9回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会秋田大会及びすまいる大会(本人大会)への参加
令和6年10月12日(土)、13日(日) 秋田県秋田市

③第15回権利擁護セミナー(in兵庫)への参加

令和7年1月31日(金) 兵庫県尼崎市(ハイブリット開催+DVD頒布)

④令和6年度事業所協議会全国研修大会北海道大会への参加

令和6年11月9日(土) 北海道札幌市

⑤育成会フォーラム及び行政説明会への参加

令和7年4月1日(火)～5月30日(金) 動画配信

⑥啓発キャラバン隊研修会

令和6年9月30日(火) 東京都(ハイブリット開催)

⑦全国育成会連合会賛助会員(機関誌「手をつなぐ」の購読)への加入促進

全国手をつなぐ育成会連合会発行の月刊機関誌「手をつなぐ」購読を本会会員、関係団体等に斡旋をした。

(2) 中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会との連携・協力

①第12回をつなぐ育成会連合会中国・四国大会香川大会及びすまいる大会(本人大会)への参加
令和6年10月27日(日) 香川県高松市

②令和6年度中国・四国地区手をつなぐ育成会代表者会議への出席

第1回 令和6年 5月23日(木) 香川県高松市

第2回 令和6年10月26日(土) 香川県高松市

第3回 令和7年 2月25日(火) 香川県高松市

(3) 関係団体との連携・協力等

- ①県立白兔養護学校PTA総会への出席
令和6年 4月26日(金) 鳥取市・白兔養護学校
- ②鳥取県障がい者スポーツ協会関係会議への出席
 - ・鳥取県障がい者スポーツ強化指定選手・団体認定証授与式
令和6年 4月27日(土) 鳥取市・ノバリア
 - ・理事会
 - 第1回 令和6年 6月11日(火) 鳥取市・白兔会館
 - 第2回 令和7年 3月24日(月) 鳥取市・白兔会館
 - ・定時総会
令和6年 6月27日(木) 鳥取市・白兔会館
 - ・全国障害者スポーツ大会鳥取県選手団結団式
令和6年 9月27日(金) 鳥取市・県民体育館
 - ・表彰選考委員会
令和7年 1月22日(水) 鳥取市・ノバリア
- ③鳥取県人権文化センター定時総会への出席
令和6年 5月29日(月) 鳥取市・県民ふれあい会館
- ④第63回中国・四国地区知的障害関係職員研究協議会への出席
令和6年 7月 4日(木) 米子市・米子コンベンションセンター
- ⑤鳥取大学附属特別支援学校「ざっくばらんに語る会」への出席
令和6年 7月 6日(土) 鳥取市・鳥取大学附属特別支援学校
- ⑥第54回中国四国肢体不自由児者父母の会連合会鳥取大会への出席
令和6年10月26日(土) 鳥取市・とりぎん文化会館
- ⑦あいサポート運動15周年記念セレモニーへの出席
令和6年11月 8日(金) 倉吉市・エースパック未来中心
- ⑧あいサポートとっとりフォーラム25への出席
令和7年 1月10日(金)～12日(日) 米子市・米子コンベンションセンター
- ⑨鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会への出席
令和7年 1月15日(水) 鳥取市・鳥取県庁
- ⑩第57回児童福祉展開展式への出席
令和7年 1月28日(火) 鳥取市・とりぎん文化会館
- ⑪鳥取県障害者社会参加推進協議会への出席
令和7年 3月12日(水) 鳥取市・県民ふれあい会館
- ⑫鳥取県知的障害者福祉協会設立60周年記念式典イベントへの出席
令和7年 3月25日(火) 倉吉市・エースパック未来中心

8 鳥取県手をつなぐ育成会保護者互助会事業の実施

鳥取県手をつなぐ育成会が運営する保護者互助会事業として、知的障がいのある人が、病気やケガで入院し、付添介護等を必要とした場合、保護者の経済的負担を少しでも軽減するため、相互扶助として次の事業を実施した。

(1) 加入者状況

加入者数 264人

(2) 給付状況

内容	件数	金額(円)
付添介護料	1	208,000
入院見舞金	25	1,196,000
弔慰金	5	150,000
脱会一時金	7	210,000
合計	38	1,764,000

(3) 新型コロナウイルス特例給付金の給付状況

106人：1,060,000円

(4) 運営委員会の開催

- 〈第1回〉 [期日・会場] 令和6年11月18日(月) 倉吉市・倉吉体育文化会館
[内 容] ①正副委員長の選任
②給付審査会委員、同委員長及び同副委員長の選任について
③資格の喪失について
- 〈第2回〉 [期日・会場] 令和7年 2月21日(金) 倉吉市・倉吉体育文化会館
[内 容] ①保護者互助会規程等の変更について
②資格の喪失について
③令和6年度決算見込みについて
④令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について

(5) 給付審査会の開催

- 第1回 令和6年11月18日(月) 倉吉市・倉吉体育文化会館
第2回 令和7年 1月 9日(木) 書面
第3回 令和7年 2月21日(金) 倉吉市・倉吉体育文化会館

(6) 専門部会の開催 実施なし

(7) 全国知的障害者互助会連絡協議会

- [期日・会場] 令和6年10月10日(木) 三重県津市
[内 容] ①東海財務局金融監督第4課保険監督室 市原室長講演及び質疑応答
②各加盟団体の互助会活動の取組等現状について

9 表彰の実施

(1) 功労者の顕彰(県育成会推薦関係) <敬称略・順不同>

①鳥取県手をつなぐ育成会会長表彰・感謝

[功労者表彰] 2人

松ノ谷 博(鳥取市)

中住由美子(米子市)

[感謝] 34人

中原 春美(松の聖母[®]トセンター)

中島 学 (松の聖母[®]トセンター)

竹中 由臣(松の聖母学園)

山中 好明(松の聖母学園)

吉積 拓哉(松の聖母学園)

松田亜由美(松の聖母学園)

有田真由美(松の聖母学園)

西村 稔 (松の聖母学園)

原 千恵美(松の聖母学園)	中居 和也(松の聖母学園)
吉原 一秀(松の聖母成人寮)	徳田 剛 (松の聖母成人寮)
矢野 進一(松の聖母成人寮)	香川 祐希(松の聖母成人寮)
平井喜美子(松の聖母あすなろ園)	田中 志歩(松の聖母あすなろ園)
長谷川るな(松の聖母あすなろ園)	橋本 真吾(羽合ひかり園)
山内 駿二(羽合ひかり園)	三上 輝 (羽合ひかり園)
松浦 詩織(羽合ひかり園)	伊勢 順一(羽合ひかり園)
田中 照美(羽合ひかり園)	海地 典子(羽合ひかり園)
横山 浩一(羽合ひかり園)	前田 一考(羽合ひかり園)
前田 泰史(羽合ひかり園)	山縣 奉史(鹿野第二かちみ園)
森本 健太(鹿野第二かちみ園)	足立 竜輔(祥福園)
吉村 明範(祥福園)	湯澤 隆 (ポートセンターなごみ)
生田 瑞帆(ポートセンターなごみ)	友重 綾花(小竹の郷)

②中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会表彰・感謝 2人

[表 彰] 小橋 牧子(鳥取市)：一般
[感 謝] 土屋 進 (鹿野第二かちみ園)

③全国手をつなぐ育成会連合会会長表彰・感謝 2人

[表 彰] 松島 信子(鳥取市)
[感 謝] 依藤 哲 (皆成学園)

④鳥取県社会福祉協議会会長表彰 5人

[表 彰] 田中 啓子(鳥取市)	杉山あけみ(鳥取市)
山中 公子(米子市)	吉田 和子(境港市)
中村 千春(境港市)	

⑤鳥取県知事表彰 3人

[表 彰] 永井 敬子(米子市)	金崎喜美枝(鳥取市)
坂本ひとみ(鳥取市)	

⑥全国社会福祉協議会会長表彰 なし

⑦厚生労働大臣表彰 なし

(2) 表彰審査会の開催

令和6年6月6日(木) 書面(県社協会会長表彰、県育成会会長表彰)

10 予算要望の実施

(1) 令和7年度に向けた鳥取県社会福祉制度・予算等に係る県への要望(県社協、福祉団体合同)

- ①障がい者安心サポート体制構築事業について
 - ②障がい者専用避難所の設置及び個別避難計画の作成について
- 〈県知事〉 令和6年 9月 2日(月) 要望書提出
 〈県議会議長〉 令和6年 9月 6日(金) 鳥取市・鳥取県庁
 〈県関係部・課長との意見交換会〉
 令和6年10月24日(木) 鳥取市・鳥取県庁

【県からの回答】

- ①障がい者安心サポート体制構築事業について
 親亡き後のサポート体制の充実・強化を図るため、引き続き、安心サポートファイルの更なる普及拡大や、関係機関との連携調整を担うコーディネーター配置等に対するサポート体制の構築の他、安心サポート体制構築事業の検討委員会の取組(ファイルの普及活用の拡大、活用方策の改善等)、

また本年度行うファイルの見直しへの取組に対し支援していきます。

また、地域生活支援拠点について、各市町村（圏域）で各機能の対応等に差がみられる現状も踏まえ、適宜、市町村の状況を把握しつつ、各機能の実効性を高めるための方策等について、県地域自立支援協議会において議論していきます。

②障がい者専用避難所の設置及び個別避難計画の作成について

障がい者など災害発生時に配慮が必要な方の避難に関して、県地域防災計画では、市町村が福祉避難所の設置や一般避難所での専用スペースでの受入など適切な受入環境を整備するよう記載しており、今後も必要に応じて市町村への働きかけや支援を行います。

避難所運営について、県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を策定し、障がい者など支援が必要な方に配慮した生活環境の整備を市町村にお願いしているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保と早期開設、知的障がいや行動障がいなどで配慮が必要な方への適切な対応についても市町村へお願いしています。

避難所や福祉避難所の整備についても、市町村が行う指定福祉避難所の防災対策に係る経費の緊急防災・減災事業債の積極的な活用について市町村に案内しているほか、県防災・危機管理対策交付金により市町村の福祉避難所での資機材整備を支援しています。

個別避難計画の策定については、各市町村において災害の危険がある地域に居住する等優先度の高い方から作成を進めており、県では、作成に係る先進事例等を紹介するとともに、作成に要する経費（5千円／1計画）や作成の助言を行う講師の派遣（50千円／1市町村）について助成をして、市町村を支援しているところです。引き続き、県においても「支え愛マップ」づくり（県社会福祉協議会を通じて自治会を支援）等を通じた地域による要配慮者の避難支援の促進を図り、個別避難計画の策定を推進します。

また、域外への広域避難について、本県では、県及び県内全市町村で「災害時の相互応援に関する協定」を締結しており、広域避難の受入についても当該協定に基づき実施することとしています。広域避難が必要となった際に、避難が円滑に実施できるよう、引き続き市町村と具体的な調整手順等について検討を進めていきます。

（2）政党会派への予算要望（県社協、福祉団体合同）

令和6年12月19日（木） 鳥取市・鳥取県庁

（3）全国育成会連合会との連携による国への制度・予算要望

11 その他

（1）社会的責任の遂行

- ①あいサポート団体認定 認定日：令和4年1月19日
- ②とっとりSDGsパートナー 認定日：令和5年3月9日

令和6年度 決算書(案)

貸借対照表

貸借対照表内訳表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財産目録

財務諸表に対する注記

【参考】事業別収支計算書(総括)

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	38,193,111	41,398,787	△ 3,205,676
流動資産合計	38,193,111	41,398,787	△ 3,205,676
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
固定資産合計	0	0	0
資産の部合計	38,193,111	41,398,787	△ 3,205,676
II 負債の部			
流動負債			
預り金	0	207,300	△ 207,300
預り補助金等	793,336	581,250	212,086
流動負債合計	793,336	788,550	4,786
固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債の部合計	793,336	788,550	4,786
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	0	0	0
2 一般正味財産	37,399,775	40,610,237	△ 3,210,462
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産の部合計	37,399,775	40,610,237	△ 3,210,462
負債及び正味財産合計	38,193,111	41,398,787	△ 3,205,676

貸借対照表(内訳表)

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	実施事業等会計					その他会計				法人会計	内部取引 消去	合計
	研修事業	社会啓発 事業	社会参加 事業	共通	小計	互助会 事業	その他 事業	共通	小計			
I 資産の部												
1. 流動資産												
現金預金	204,804	△ 249,132	6,561,053	0	6,516,725	26,843,667	703,336	0	27,547,003	4,129,383	0	38,193,111
流動資産合計	204,804	△ 249,132	6,561,053	0	6,516,725	26,843,667	703,336	0	27,547,003	4,129,383	0	38,193,111
2. 固定資産												
(1) 特定資産												
特定資産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産の部合計	204,804	△ 249,132	6,561,053	0	6,516,725	26,843,667	703,336	0	27,547,003	4,129,383	0	38,193,111
II 負債の部												
1. 流動負債												
預り金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
預り補助金等	90,000	0	0	0	90,000	0	703,336	0	703,336	0	0	793,336
流動負債合計	90,000	0	0	0	90,000	0	703,336	0	703,336	0	0	793,336
2. 固定負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債の部合計	90,000	0	0	0	90,000	0	703,336	0	703,336	0	0	793,336
III 正味財産の部												
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	114,804	△ 249,132	6,561,053	0	6,426,725	26,843,667	0	0	26,843,667	4,129,383	0	37,399,775
正味財産の部合計	114,804	△ 249,132	6,561,053	0	6,426,725	26,843,667	0	0	26,843,667	4,129,383	0	37,399,775
負債及び正味財産合計	204,804	△ 249,132	6,561,053	0	6,516,725	26,843,667	703,336	0	27,547,003	4,129,383	0	38,193,111

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度計	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	0	20,000	△ 20,000
受取入会金	0	20,000	△ 20,000
受取会費	2,065,000	2,170,000	△ 105,000
正会員受取会費	1,818,000	1,934,000	△ 116,000
団体会員受取会費	125,000	105,000	20,000
賛助会員受取会費	122,000	131,000	△ 9,000
受取掛金	3,168,000	3,246,000	△ 78,000
受取掛金	3,168,000	3,246,000	△ 78,000
受取補助金等	4,947,640	5,029,680	△ 82,040
受取地方公共団体補助金	4,360,000	4,360,000	0
受取市町村補助金	438,000	438,000	0
受取民間助成金	149,640	231,680	△ 82,040
受取委託金	3,336,664	3,372,750	△ 36,086
受取委託金	3,336,664	3,372,750	△ 36,086
受取負担費	155,761	137,500	18,261
受取地区負担金	155,761	137,500	18,261
雑収益	7,944	672	7,272
受取利息	7,944	672	7,272
雑収益	0	0	0
経常収益計	13,681,009	13,976,602	△ 295,593
(2) 経常費用			0
事業費	14,916,867	13,241,548	1,675,319
給料手当	2,516,848	2,302,400	214,448
会議費	381,288	364,354	16,934
旅費交通費	530,668	515,366	15,302
通信運搬費	459,836	435,281	24,555
消耗品費	1,299,434	1,332,988	△ 33,554
印刷製本費	1,124,876	1,206,799	△ 81,923
使用料・賃借料	465,934	540,468	△ 74,534
保険料	25,256	24,444	812
諸謝金	357,200	373,000	△ 15,800
租税公課	0	600	△ 600
支払負担金	320,752	325,295	△ 4,543
支払助成金	1,862,210	1,824,906	37,304
支払参加費	10,000	0	10,000
支払給付金	2,824,000	722,000	2,102,000
委託費	2,587,026	3,156,000	△ 568,974
手数料	151,539	117,647	33,892
管理費	1,974,604	2,164,507	△ 189,903
給料手当	575,152	575,600	△ 448
会議費	3,636	4,608	△ 972
旅費交通費	317,420	364,920	△ 47,500
通信運搬費	133,589	181,660	△ 48,071
消耗品費	3,800	11,600	△ 7,800
印刷製本費	100,432	115,504	△ 15,072
使用料・賃借料	63,435	56,100	7,335
諸謝金	132,000	137,500	△ 5,500
租税公課	10,000	10,600	△ 600
支払負担金	92,758	115,645	△ 22,887
支払分担金	386,000	486,000	△ 100,000
支払参加費	25,000	22,500	2,500
手数料	52,385	52,470	△ 85
慶弔費	78,997	29,800	49,197
経常費用計	16,891,471	15,406,055	1,485,416

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度計	前年度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,210,462	△ 1,429,453	△ 1,781,009
当期経常増減額	△ 3,210,462	△ 1,429,453	△ 1,781,009
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
特定資産積立費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計からの繰入額	191,110	187,773	3,337
他会計への繰出額	191,110	187,773	3,337
当期一般正味財産増減額	△ 3,210,462	△ 1,429,453	△ 1,781,009
一般正味財産期首残高	40,610,237	42,039,690	△ 1,429,453
一般正味財産期末残高	37,399,775	40,610,237	△ 3,210,462
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	37,399,775	40,610,237	△ 3,210,462

正味財産増減計算書(内訳表)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引控除	合計
	研修事業	社会啓発事業	社会参加事業	小計	互助会事業	その他事業	小計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	0		0
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	0		0
受取会費	0	0	0	0	0	383,657	383,657	1,681,343		2,065,000
正会員受取会費	0	0	0	0	0	383,657	383,657	1,434,343		1,818,000
団体会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	125,000		125,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	122,000		122,000
受取掛金	0	0	0	0	3,168,000	0	3,168,000	0		3,168,000
受取掛金	0	0	0	0	3,168,000	0	3,168,000	0		3,168,000
受取補助金等	60,000	260,000	4,238,000	4,558,000	0	389,640	389,640	0		4,947,640
県育成会補助金(公)	0	260,000	0	260,000	0	300,000	300,000	0		560,000
レク開催事業補助金(公)	0	0	1,400,000	1,400,000	0	0	0	0		1,400,000
スポーツ祭補助金(公)	0	0	2,200,000	2,200,000	0	0	0	0		2,200,000
本人大会補助金(公)	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0		200,000
受取市町村補助金	0	0	438,000	438,000	0	0	0	0		438,000
民間財団等助成金収益(民)	0	0	0	0	0	89,640	89,640	0		89,640
共同募金配分金収益(民)	60,000	0	0	60,000	0	0	0	0		60,000
受取委託金	0	0	0	0	0	3,336,664	3,336,664	0		3,336,664
受取委託金	0	0	0	0	0	3,336,664		0		0
受取負担金	0	0	155,761	155,761	0	0	0	0		155,761
受取負担金	0	0	155,761	155,761	0	0	0	0		155,761
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	7,944		7,944
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	7,944		7,944
経常収益計	60,000	260,000	4,393,761	4,713,761	3,168,000	4,109,961	7,277,961	1,689,287		13,681,009
(2) 経常費用										
事業費	374,521	925,263	6,082,795	7,382,579	3,424,327	4,109,961	7,534,288			14,916,867
給料手当	279,200	279,200	1,457,424	2,015,824	300,000	201,024	501,024			2,516,848
会議費	99	5,718	365,607	371,424	2,856	7,008	9,864			381,288
旅費交通費	39,460	44,940	256,260	340,660	106,708	83,300	190,008			530,668
通信運搬費	12,926	37,365	178,187	228,478	68,929	162,429	231,358			459,836
消耗品費	500	1,500	994,337	996,337	4,000	299,097	303,097			1,299,434
印刷製本費	4,200	320,300	543,453	867,953	22,050	234,873	256,923			1,124,876
使用料・賃借料	6,780	13,710	388,364	408,854	13,485	43,595	57,080			465,934
保険料	0	0	25,256	25,256	0	0	0			25,256
諸謝金	20,200	0	178,000	198,200	0	159,000	159,000			357,200
租税公課	0	0	0	0	0	0	0			0
支払負担金	8,606	5,624	63,000	77,230	6,490	237,032	243,522			320,752
支払助成金	2,000	0	1,557,517	1,559,517	0	302,693	302,693			1,862,210
支払参加費	0	0	0	0	10,000	0	10,000			10,000
支払給付金	0	0	0	0	2,824,000	0	2,824,000			2,824,000
委託費	0	216,026	0	216,026	0	2,371,000	2,371,000			2,587,026
手数料	550	880	75,390	76,820	65,809	8,910	74,719			151,539
管理費								1,974,604		1,974,604
給料手当								575,152		575,152
会議費								3,636		3,636
旅費交通費								317,420		317,420
通信運搬費								133,589		133,589
消耗品費								3,800		3,800
印刷製本費								100,432		100,432
使用料・賃借料								63,435		63,435
諸謝金								132,000		132,000
支払負担金								92,758		92,758
支払分担金								386,000		386,000
支払参加費								25,000		25,000
手数料								52,385		52,385
慶弔費								78,997		78,997
租税公課								10,000		10,000
経常費用計	374,521	925,263	6,082,795	7,382,579	3,424,327	4,109,961	7,534,288	1,974,604		16,891,471

正味財産増減計算書(内訳表)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引控除	合計
	研修事業	社会啓発事業	社会参加事業	小計	互助会事業	その他事業	小計			
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 314,521	△ 665,263	△ 1,689,034	△ 2,668,818	△ 256,327	0	△ 256,327	△ 285,317		△ 3,210,462
当期経常増減額	△ 314,521	△ 665,263	△ 1,689,034	△ 2,668,818	△ 256,327	0	△ 256,327	△ 285,317		△ 3,210,462
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0		0
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0		0
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0		0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0		0
他会計からの繰入額	0	0	191,110	191,110	0	0	0	0		191,110
他会計への繰出額	0	0	191,110	191,110	0	0	0	0		191,110
当期一般正味財産増減額	△ 314,521	△ 665,263	△ 1,689,034	△ 2,668,818	△ 256,327	0	△ 256,327	△ 285,317		△ 3,210,462
一般正味財産期首残高	429,325	416,131	8,250,087	9,095,543	27,099,994	0	27,099,994	4,414,700		40,610,237
一般正味財産期末残高	114,804	△ 249,132	6,561,053	6,426,725	26,843,667	0	26,843,667	4,129,383		37,399,775
II 指定正味財産増減の部							0			
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0		0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0		0
III 正味財産期末残高	114,804	△ 249,132	6,561,053	6,426,725	26,843,667	0	26,843,667	4,129,383		37,399,775

財産目録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	普通預金	運営資金	6,753,111
	山陰合同銀行湖山出張所(9368)		2,301,301
	山陰合同銀行湖山出張所(9384)		910,416
	山陰合同銀行湖山出張所(9417)		3,541,394
	定期預金		31,440,000
	山陰合同銀行湖山出張所(7383)		400,000
	山陰合同銀行湖山出張所(7403)		31,040,000
	郵便振替		0
	01340-3-39343		0
未収会費			0
			0
未収金			0
			0
仮払金			0
			0
流動資産合計			38,193,111
2. 固定資産			
(1) 特定資産			0
(2) その他の固定資産			0
固定資産合計			0
資産の部合計			38,193,111
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金			0
預り金			0
			0
預り補助金等			793,336
	R6相談員活動強化事業委託料	鳥取県へ返納	167,647
	R6安心サポート体制構築事業委託料	鳥取県へ返納	535,689
	R6共同募金助成金	鳥取県共募へ返納	90,000
流動負債合計			793,336
2. 固定負債			
固定負債合計			
負債合計			793,336
正味財産合計			37,399,775
負債及び正味財産の部合計			38,193,111

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 一般社団法人の移行に伴い、公益法人会計基準(平成20年4月11日・内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却は、定額法による。(現在、償却を要する固定資産の保有はない)

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式による。

2 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の保有はない。

3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の保有はない。

4 引当金計上の内訳

引当金の計上はない。

5 補助金等の内訳及び交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称		交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高 [※]	貸借対照表上の記載区分
委託金	知的障害者相談員活動強化事業	鳥取県	161,993	433,000	427,346	167,647	流動負債
	障がい者安心サポート体制構築事業	鳥取県	379,257	3,607,000	3,450,568	535,689	流動負債
補助金	手をつなぐスポーツ祭り開催事業	鳥取県・市町	0	2,638,000	2,638,000	0	
	知的障がい者本人大会開催事業	鳥取県	0	200,000	200,000	0	
	レクリエーション教室開催事業費	鳥取県	0	1,400,000	1,400,000	0	
	手をつなぐ育成会等補助金	鳥取県	0	560,000	560,000	0	
助成金	権利擁護事業	鳥取県共募	40,000	150,000	100,000	90,000	流動負債
	機関紙取扱事業助成金	全国育成会	0	89,640	89,640	0	
合 計			581,250	9,077,640	8,865,554	793,336	流動負債

※1 各補助金等の当期末残高は、全額「預り補助金」勘定に計上し、翌年度各交付者に返金するものとする

附属明細書

1 特定資産の明細

特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載をしているので内容の記載を省略する。

2 引当金の明細

引当金の明細については、財務諸表の注記に記載をしているので内容の記載を省略する。

令和6年度事業別収支計算書（明細書）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（単位：円）

経理区分	事業区分	事業内容	事業活動 収入計	事業活動 支出計	当期収支差額
実施事業 等会計	研修事業	権利擁護事業	60,000	230,709	△ 170,709
		家族支援ワークショップ	0	143,812	△ 143,812
	社会啓発事業	育成とつとり会報発行事業	260,000	925,263	△ 665,263
	社会参加事業	スポーツ祭り事業	2,793,761	3,953,178	△ 1,159,417
		本人大会事業	200,000	538,507	△ 338,507
		レクリエーション開催事業	1,400,000	1,591,110	△ 191,110
小計			4,713,761	7,382,579	△ 2,668,818
その他 会計	その他事業	相談員推進活動研修事業	265,353	265,353	0
		助成事業（三交会等）	326,616	326,616	0
		セミナー研修等派遣事業	30,863	30,863	0
		安心サポート体制構築事業	3,071,311	3,071,311	0
		機関誌取扱事業	89,640	89,640	0
		県民総合福祉大会（表彰）	326,178	326,178	0
	互助会事業	保護者互助会	3,168,000	3,424,327	△ 256,327
小計			7,277,961	7,534,288	△ 256,327
法人会計	法人会計	事務諸費	1,090,546	1,090,546	0
		総会・理事会等	415,981	415,981	0
		慶弔費・分担金等	182,760	468,077	△ 285,317
小計			1,689,287	1,974,604	△ 285,317
合 計			13,681,009	16,891,471	△ 3,210,462

監査報告

令和7年5月2日

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会
会長 大谷喜博 様

監事 谷口智恵美 

監事 矢倉裕子 

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

議案第 2 号

令和 7 年度補正予算について

(提案理由)

令和 7 年 3 月 1 9 日開催の令和 6 年度臨時（第 2 回）総会で令和 7 年度予算の承認をいただいたところです。この度、令和 6 年度決算に伴い正味財産期末残高が確定することから、令和 7 年度予算の一般正味財産期首残高に変更が生じることとなりましたので、定款第 3 8 条第 1 項により、別紙のとおり承認願いたい。

<資料>

- ・令和 7 年度補正予算書（案） P 2 5 ～ 2 6
- ・令和 7 年度補正予算書内訳表（案） P 2 7 ～ 2 8

令和7年度 補正予算書 (案)
令和7年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算	補正後予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益			
特定資産受取利息			
受取入会金	50,000	50,000	0
受取入金	50,000	50,000	0
受取会費	2,101,000	2,101,000	0
正会員会員受取会費	1,859,000	1,859,000	0
団体会員受取会費	110,000	110,000	0
賛助会費受取会費	132,000	132,000	0
受取掛金	3,600,000	3,600,000	0
受取掛金	3,600,000	3,600,000	0
受取補助金等	5,035,000	5,035,000	0
受取地方公共団体補助金	4,798,000	4,798,000	0
受取民間助成金	237,000	237,000	0
受取委託金	4,814,000	4,814,000	0
受取委託金	4,814,000	4,814,000	0
受取負担金	200,000	200,000	0
受取負担金	200,000	200,000	0
雑収益	101,000	101,000	0
受取利息	30,000	30,000	0
雑収益	71,000	71,000	0
経常収益計	15,901,000	15,901,000	0
(2) 経常費用			
事業費	16,653,000	16,653,000	0
給料手当	2,014,000	2,014,000	0
会議費	463,000	463,000	0
旅費交通費	967,000	967,000	0
通信運搬費	427,000	427,000	0
消耗品費	1,374,000	1,374,000	0
印刷製本費	1,501,000	1,501,000	0
使用料・賃借料	914,000	914,000	0
保険料	37,000	37,000	0
諸謝金	562,000	562,000	0
支払負担金	344,000	344,000	0
支払助成金	1,841,000	1,841,000	0
支払参加費	10,000	10,000	0
支払分担金	10,000	10,000	0
支払給付金	2,850,000	2,850,000	0
委託費	3,142,000	3,142,000	0
手数料	197,000	197,000	0
管理費	2,597,000	2,597,000	0
給料手当	511,000	511,000	0
会議費	28,000	28,000	0
旅費交通費	683,000	683,000	0
通信運搬費	119,000	119,000	0
消耗品費	18,000	18,000	0
印刷製本費	193,000	193,000	0
使用料・賃借料	111,000	111,000	0
諸謝金	142,000	142,000	0
支払負担金	131,000	131,000	0
支払分担金	429,000	429,000	0
支払参加費	95,000	95,000	0
手数料	66,000	66,000	0
雑費	1,000	1,000	0
慶弔費	50,000	50,000	0
租税公課	20,000	20,000	0
経常費用計	19,250,000	19,250,000	0

令和7年度 補正予算書 (案)
 令和7年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算	補正後予算額	増減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,349,000	△ 3,349,000	0
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等計			0
当期経常増減額	△ 3,349,000	△ 3,349,000	0
2. 経常外増減の部			0
(1)経常外収益			0
経常外収益			0
経常外収益計			0
(2)経常外費用			0
経常外費用			0
特定資産積立費用			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額			0
他会計振替額			0
当期一般正味財産増減額	△ 3,349,000	△ 3,349,000	0
一般正味財産期首残高	37,540,237	37,399,775	△ 140,462
一般正味財産期末残高	34,191,237	34,050,775	△ 140,462
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等			0
一般正味財産への振替額			0
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高	34,191,237	34,050,775	△ 140,462

令和7年度 補正予算書内訳表(案)
令和7年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引控除	合 計
	研修事業	社会啓発事業	社会参加促進事業	小計	その他事業	互助会事業	小計			
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取入会金	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	50,000
受取入会金	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	50,000
受取会費	0	0	0	0	363,000	0	363,000	1,738,000	0	2,101,000
正会員会員受取会費	0	0	0	0	363,000	0	363,000	1,496,000	0	1,859,000
団体会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	110,000	0	110,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	132,000	0	132,000
受取掛金	0	0	0	0	0	3,600,000	3,600,000	0	0	3,600,000
受取掛金	0	0	0	0	0	3,600,000	3,600,000	0	0	3,600,000
受取補助金等	150,000	270,000	4,238,000	4,658,000	377,000	0	377,000	0	0	5,035,000
受取地方公共団体補助金等	0	270,000	4,238,000	4,508,000	290,000	0	290,000	0	0	4,798,000
受取民間助成金	150,000	0	0	150,000	87,000	0	87,000	0	0	237,000
受取委託金	0	0	0	0	4,814,000	0	4,814,000	0	0	4,814,000
受取委託金	0	0	0	0	4,814,000	0	4,814,000	0	0	4,814,000
受取負担金	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0	0	200,000
受取負担金	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0	0	200,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	101,000	0	101,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	71,000	0	71,000
経常収益計	150,000	270,000	4,438,000	4,858,000	5,554,000	3,650,000	9,204,000	1,839,000	0	15,901,000
(2) 経常費用										
事業費	289,000	838,000	6,322,000	7,449,000	5,554,000	3,650,000	9,204,000		0	16,653,000
給料手当	89,000	134,000	1,334,000	1,557,000	157,000	300,000	457,000		0	2,014,000
会議費	3,000	4,000	412,000	419,000	34,000	10,000	44,000		0	463,000
旅費交通費	55,000	69,000	351,000	475,000	327,000	165,000	492,000		0	967,000
通信運搬費	24,000	32,000	164,000	220,000	149,000	58,000	207,000		0	427,000
消耗品費	6,000	10,000	1,100,000	1,116,000	253,000	5,000	258,000		0	1,374,000
印刷製本費	28,000	335,000	533,000	896,000	456,000	149,000	605,000		0	1,501,000
使用料・賃借料	26,000	244,000	470,000	740,000	157,000	17,000	174,000		0	914,000
保険料	0	0	37,000	37,000	0	0	0		0	37,000
諸謝金	50,000	0	208,000	258,000	304,000	0	304,000		0	562,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0		0	0
支払負担金	6,000	8,000	81,000	95,000	243,000	6,000	249,000		0	344,000
支払助成金	0	0	1,530,000	1,530,000	311,000	0	311,000		0	1,841,000
支払参加費	0	0	0	0	0	10,000	10,000		0	10,000
支払分担金	0	0	0	0	0	10,000	10,000		0	10,000
支払給付金	0	0	0	0	0	2,850,000	2,850,000		0	2,850,000
委託費	0	0	0	0	3,142,000	0	3,142,000		0	3,142,000
手数料	2,000	2,000	102,000	106,000	21,000	70,000	91,000		0	197,000
管理費								2,597,000	0	2,597,000
給料手当								511,000	0	511,000
会議費								28,000	0	28,000
旅費交通費								683,000	0	683,000
通信運搬費								119,000	0	119,000
消耗品費								18,000	0	18,000
印刷製本費								193,000	0	193,000
使用料・賃借料								111,000	0	111,000
諸謝金								142,000	0	142,000
支払負担金								131,000	0	131,000
支払分担金								429,000	0	429,000
支払参加費								95,000	0	95,000
手数料								66,000	0	66,000
雑費								1,000	0	1,000
慶弔費								50,000	0	50,000
租税公課								20,000	0	20,000
経常費用計	289,000	838,000	6,322,000	7,449,000	5,554,000	3,650,000	9,204,000	2,597,000	0	19,250,000

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引 控除	合 計
	研修事 業	社会啓 発事業	社会参 加促進 事業	小計	その他 事業	互助会 事業	小計			
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 139,000	△ 568,000	△ 1,884,000	△ 2,591,000	0	0	0	△ 758,000	0	△ 3,349,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 139,000	△ 568,000	△ 1,884,000	△ 2,591,000	0	0	0	△ 758,000	0	△ 3,349,000
2. 経常外増減の部										0
(1) 経常外収益										0
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										0
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産積立費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 139,000	△ 568,000	△ 1,884,000	△ 2,591,000	0	0	0	△ 758,000	0	△ 3,349,000
一般正味財産期首残高	114,804	△ 249,132	6,561,053	6,426,725	0	26,843,667	26,843,667	4,129,383	0	37,399,775
一般正味財産期末残高	△ 24,196	△ 817,132	4,677,053	3,835,725	0	26,843,667	26,843,667	3,371,383	0	34,050,775
II 指定正味財産増減の部										0
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 24,196	△ 817,132	4,677,053	3,835,725	0	26,843,667	26,843,667	3,371,383	0	34,050,775

議案第 3 号

理事の選任について

(提案理由)

理事が退任されることとなりましたので、定款第 22 条に定めるところにより、理事を選任願いたい。なお、任期は、前任者の残任期間とする。

選任するもの (案)	退任するもの
鳥取県施設保護者連合部会長 木村 司郎	前 鳥取県施設保護者連合部会副会長 岸野 博

<報告>

関係団体区分の理事としている「鳥取県特別支援教育研究会」が令和 6 年度末をもって解散となったため、同会会長の中山歩み氏もこの度理事を退任されることとなりました。

報 告

令和6年度公益目的支出計画実施報告書について

当会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第127条等の規定に基づき、令和6年度の公益目的支出計画実施報告書等を作成し、監事による監査を受け、理事会の承認を受けたので、定期総会に報告します。

なお、本報告書とこれについての監事の監査報告は、今総会で承認された貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び事業報告と併せて6月末までに内閣府に提出いたします。

【別紙1：法人の基本情報】

法人コード	A008211
-------	---------

1. 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンホウジントトリケンテヲツナグイクセイカイ				
法人の名称	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会				
主たる事務所の住所及び連絡先					
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等		補足住所
	689-0201	鳥取県	鳥取市伏野1729番地5		
代表電話番号	0857-59-6344		内線	FAX番号	0857-59-6340
代表電子メールアドレス	tori-iku@tottori-wel.or.jp				
ホームページの有無	有				
ホームページアドレス	http://www.tori-iku.sakura.ne.jp/				
代表者の氏名	会長 大谷 喜博				
事業年度	04 月 01 日～		03 月 31 日		
事業の概要	鳥取県内で生活する知的障がいのある人が、豊かに暮らせる社会の実現と、その福祉を増進することを目指し、啓発、相談、社会参加、相互扶助の促進などの事業を行う。				

【別紙2:公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 令和 6 年度 (令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)の概要】

1. 公益目的財産額	43,858,553 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	37,431,828 円
①前事業年度末日の公益目的収支差額	34,763,010 円
②当該事業年度の公益目的支出の額	7,382,579 円
③当該事業年度の実施事業収入の額	4,713,761 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	6,426,725 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由 ^注	
新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一部中止したことによる減額。 支出額、収入額ともに減っているため計画全体には影響は与えないと考える。	

注: 詳細は、別紙様式に個別の実施事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和9年3月31日
	②. ①より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度 計画
	計画	実績	計画	実績	
公益目的財産額	43,858,553 円				
公益目的収支差額	36,083,300 円	34,763,010 円	39,363,600 円	37,431,828 円	42,643,900 円
公益目的支出の額	8,823,300 円	8,096,175 円	8,823,300 円	7,382,579 円	8,823,300 円
実施事業収入の額	5,543,000 円	4,745,500 円	5,543,000 円	4,713,761 円	5,543,000 円
公益目的財産残額	7,775,253 円	9,095,543 円	4,494,953 円	6,426,725 円	1,214,653 円

※前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業（継続事業）の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号		事業の内容
継	1	研修事業

(1) 計画記載事項

事業の概要	
<p>(1)事業の目的 知的障がい児・者が安心して自立した生活ができる社会づくりを達成するために、当事者、保護者はもとより、関係機関団体等の関係者や一般の方に対して、障がい者が普通に暮らせるようにする権利、各種の支援施策、心構え、関係法令等についての理解を深めることを目的に講演・ワークショップ等による研修を行う。</p> <p>(2)事業の内容 ア 【目的】 知的障がい者に対する虐待、いじめ、差別等の権利侵害や成年後見制度など権利擁護に対する他県の取り組みや制度を紹介し、本県における知的障がい者権利擁護について関係者等の意識を高めるためのセミナー。(知的障がい者の権利擁護実践セミナー) 【前年度実績】 開催日:平成23年7月24日(日) 場所:倉吉市・倉吉未来中心セミナールーム3 内容:講演「障害者虐待防止法をどう効果的に活用するか」 パネルディスカッション「私のこと、わが子のことをみんなで語ろう」 講師:白梅学園大学 教授 堀江まゆみ氏 参加者:37名(市町村の関係者、知的障がい者相談員、関係福祉団体、特別支援学校保護者・教諭、育成会会員、障がい者、一般等)</p> <p>イ 【目的】 障がいのある子がいても、親やきょうだいも自分らしく生きることをめざしたワークショップ。(家族支援プロジェクトワークショップ) ・家族支援の必要性を理解する。 ・自分の気持ちやコミュニケーションの重要性を理解する。 ・子どもとの距離を見直し親子がお互いに自立すること 【前年度実績】 開催日:平成23年6月26日(日) 場所:倉吉市・倉吉体育文化会館 内容:・「家族支援の必要性」「親子関係チェック」 ・「自分の気持ちを見つめることは大切です」 ・どんな気持ちもあっていい ・あなたの夢プラン 講師:明星大学教授 吉川かおり氏 呉市手をつなぐ育成会副会長 徳永玲子氏 参加者:19名(市町村の関係者、知的障がい者相談員、関係福祉団体、特別支援学校保護者・教諭、育成会会員等)</p> <p>(3)財源 アの事業は、県補助金、イの事業は、民間助成金(共同募金配分金)を財源とする。</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の見込額	1,164,600 円
② 当該事業に係る実施事業収入の見込額	410,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>ア 権利擁護勉強会の開催 【期日・会場】 令和6年11月15日(金) 倉吉市・倉吉交流プラザ 【参加者】 43人 【内容】 講演「本人支援について考える」 講師 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 田中正博氏</p> <p>イ 家族支援プロジェクトワークショップの開催 《実施事業》 ①ワークショップの開催 【期日・会場】 令和6年 5月23日(木) 岩美町・岩美すこやかセンター 【参加者】 8人 【ファシリテーター】 東部心身障害児者育成会 湯川みちよ氏 ②研修会の開催 実施なし</p> <p>※財源 アは、自己財源および民間助成金(共同募金助成金)を財源とする。 イは、自己財源を財源とする。</p>	

① 当該事業に係る公益目的支出の額	374,521 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	60,000 円
③ (①-②)の額	314,521 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	374,521 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	60,000 円
①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 ^{注1}	
研修会開催に係る講師謝金及び旅費等の減額、また、事業見直しにより実施しなかったことによる減額。 支出額、収入額ともに減っているため計画全体には影響は与えないと考える。	

注1:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号 ^{注2}	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に 取得した場合の 取得価額	前事業年度末日 の帳簿価額	当該事業年度 末日の帳簿価額	使用の状況
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	

注2:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・・a1・など)を記載してください。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たったの考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の 収益の額	②実施事業 収入の額	②の額の算定に当たったの考え方 ^{注3}
受取民間助成金	60,000 円	60,000 円	権利擁護勉強会に対する県共同募金会からの補助金であるため、継1事業の実施事業収入とする
	円	円	
計	60,000 円	60,000 円	

注3:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たったの考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の 費用の額	②公益目的 支出の額	②の額の算定に当たったの考え方 ^{注4}
その他	374,521 円	374,521 円	異なる費用科目がないため、(1)と(2)は同額となる
	円	円	
計	374,521 円	374,521 円	

注4:①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業（継続事業）の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継 2	社会啓発事業

(1) 計画記載事項

事業の概要	
<p>(1) 事業の目的 知的障がい児・者が安心して自立した生活ができる社会を形成するためには、当事者、保護者はもとより、関係機関団体等の関係者のみならず、広く社会全体の理解と支援が必要であり、一般県民等を対象とした啓発活動を継続的に行う。</p> <p>(2) 事業の内容 ア 会報「育成とっとり県」の発行 【内容】 ・育成会活動に関する情報等の伝達と社会啓発を行う。 ○育成とっとり県掲載内容 本人大会・家族支援研修会・権利養護実践セミナー、スポーツ祭り事業等、福祉の店紹介、各地区育成会の情報提供、様々な表彰、本会の行事報告、計画等、特別支援教育関係、法律、制度等の掲載など 【前年度実績】 ・編集会議6回 ・年2回発行(9月・3月)各1,900部 ・配布先 県・市町村行政の障がい者支援窓口、相談関係機関、福祉施設、特別支援学校等教育関係機関、育成会会員など一般の方も手に取れる場所に置いて啓発している。会員のみならず、出来るだけ広く配布し、知的障がい者に対する理解と保護育成に努める</p> <p>イ 情報提供 【内容】 ・ホームページによる啓発 中央の情勢や本会の活動状況を県民や会員へ広く情報提供 ・ホームページ掲載内容 事業と活動、定款、入会のご案内、保護者互助会、機関紙「手をつなぐ」の案内、地区育成会、制度、行事の案内等 ※リンク先は全日本育成会</p> <p>(3) 財源 ア・イともに県補助金</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の見込額	804,300 円
② 当該事業に係る実施事業収入の見込額	290,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>【事業の内容】 ア 会報「育成とっとり県」の発行 第53号 令和6年10月8日発行 2,000部 第54号 令和7年2月28日発行 2,000部 ・編集会議 第1回 令和6年 7月18日(木) 倉吉市・倉吉体育文化会館 第2回 令和6年 9月11日(水) 倉吉市・倉吉体育文化会館 第3回 令和7年 1月24日(金) 倉吉市・倉吉体育文化会館</p> <p>イ 情報提供 【内容】 ・ホームページによる啓発 中央の情勢や本会の活動状況を県民や会員へ広く情報提供 ・ホームページ掲載内容 事業と活動、定款、入会のご案内、保護者互助会、機関紙「手をつなぐ」の案内、地区育成会、制度、行事の案内等 ※リンク先は全国手をつなぐ育成会連合会等</p> <p>※財源 ア・イともに県補助金および自己財源を財源とする。</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の額	925,263 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	260,000 円
③ (①-②)の額	665,263 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	925,263 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	260,000 円
①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 ^{注1}	
ホームページ保守管理のため計画を上回ったが、他事業も含め当初計画より残額もあるため、計画全体には影響は与えないと考える。	

注1:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号 ^{注2}	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に 取得した場合の 取得価額	前事業年度末日 の帳簿価額	当該事業年度 末日の帳簿価額	使用の状況
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	

注2:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・a1・など)を記載してください。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たったの考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の 収益の額	②実施事業 収入の額	②の額の算定に当たったの考え方 ^{注3}
受取地方公共団体補助金	260,000 円	260,000 円	会報発行等に対する県からの補助金であるため、継2事業の実施事業収入とする
	円	円	
計	260,000 円	260,000 円	

注3:実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たったの考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の 費用の額	②公益目的 支出の額	②の額の算定に当たったの考え方 ^{注4}
その他	925,263 円	925,263 円	異なる費目科目がないため、(1)と(2)は同額となる
	円	円	
計	925,263 円	925,263 円	

注4:①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

(2)[公益目的支出計画実施報告書]

【実施事業（継続事業）の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容
継 3	社会参加促進事業

(1) 計画記載事項

事業の概要	
<p>(1)事業の目的 交流事業や本人が参画する大会を通じて、知的障がい児・者の自立と社会参加の促進を図ると共に一般県民等の参加により、知的障がい者との交流及び理解啓発を促す、また生徒や学生は、ボランティアで参加することにより障がい特性の理解、啓発を目的とする。</p> <p>(2)事業の内容 ア 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業</p> <p>【目的】 知的障がい児・者がスポーツを通じて、自らの健康増進と体力向上を図るとともに、社会参加の意欲を高め、相互の交流と社会啓発を目的に開催する。</p> <p>施設・作業所・NPO法人・特別支援学校・各地区育成会、を通じて周知し、出来るだけ多数参加できるように働きかけている。参加することにより様々な人々との交流の場となり、理解啓発を図るとともに本人が安心して暮らせる地域社会の基につながる。</p> <p>また、各高等学校や大学・専門学校にボランティアの募集の依頼をする。</p> <p>参加した生徒や学生は、知的障がい者に対する理解・啓発に繋がるとともに楽しみながら交流等を行っている。</p> <p>【前年度実績】 ○第18回鳥取県手をつなぐスポーツ祭り 開催日：平成23年9月10日(土) 場所：鳥取市・ウエストスポーツパーク 県民体育館 内容：・スポーツ競技、体操、レクリエーションなど ・実行委員会1回、競技委員会4回 参加者：1000名(施設・作業所・NPO法人利用者、育成会会員、高校生、大学生、一般等参加)</p> <p>イ 知的障がい者本人大会(ふれんず大会)開催事業</p> <p>【目的】 知的障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを目的に、本人が企画運営して行う本人の大会を開催する。併せて、地域での仲間づくりを進め、本人活動が活発になるよう支援する。</p> <p>施設・作業所・NPO法人・特別支援学校・各地区育成会、関係機関を通じて周知し、出来るだけ多数参加できるように働きかけている。本人が企画運営しているので、障がい当事者が参加しやすいよう配慮がされている。普段はなかなか話し合えないようなことも当事者同士で話し合うことで多くの人々と交流ができることにも、一般の参加者に理解や啓発が図れる。</p> <p>【前年度実績】 開催日：平成23年7月17日(日) 場所：倉吉市・倉吉未来中心 内容：・開会式(実行委員長あいさつ、本人の意見発表等) ・ゆめステージ(みんなで歌を歌ったり、踊ったり演奏を聴いたりする) ・分科会(仕事について・みんなで描こう・みんなでしゃべろう) ・閉会式(3分科会の報告、大会宣言) ・実行委員会5回 参加者：133名(施設・作業所・NPO法人利用者、育成会会員、高校生、大学生、一般等参加)</p> <p>ウ 知的障がい者自立支援・社会参加促進事業</p> <p>【目的】 在宅の知的障がい児者の地域における社会参加と自立の促進を図るため各種レクリエーション。(知的障がい者自立支援・社会参加促進事業)</p> <p>施設・作業所・NPO法人・特別支援学校・各地区育成会、関係機関を通じて周知し、出来るだけ多数参加できるように働きかけている。特に東部・中部・西部2地区で開催することにより、地域で一緒に暮らしたり、支援をしてもらっている。</p> <p>一般の人々と障がい当事者・保護者・関係者の交流を図り、知的障がい者の理解と啓発を促す。また、様々な行事をするにあたり、各方面の関係者にボランティアの協力と併せて交流を行っている。</p> <p>【前年度実績】 ・各種レクリエーション教室(県内3地区) 東部：・ボーリング大会 102名 ・グランドゴルフ大会 120名 ・ディキャンプ 33名 ・クリスマス会 32名 中部：・ボーリング大会 61名 ・本人活動自動車旅行 49名 ・そば打ち教室 37名 ・成人を祝う会 51名 西部：・クリスマス会 60名 ・映画上映会 200名 ・アートフェスティバル 550名 ・WaiWaiフェスティバル 200名 参加者：述べ1495名(施設・作業所・NPO法人利用者、育成会会員、高校生、大学生、一般等参加)</p> <p>(3)財源 アの事業は県・市町村補助金・民間助成金・各地区育成会負担金、イの事業は県補助金と参加費、ウの事業は、県補助金を財源とする。</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の見込額	7,019,200 円
② 当該事業に係る実施事業収入の見込額	5,433,000 円

(2) 当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について	
<p>【事業の内容】</p> <p>ア 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業 ○第27回鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催 東部大会【期日・会場】令和6年11月9日(土) 鳥取市・鳥取市民体育館 【参加者】194人 【内容】ナイス・ストライク、大玉転がし、ピラミッドリレー、レクリエーション ・実行委員会 1回 ・競技委員会 4回</p> <p>中部大会【期日・会場】令和6年10月26日(土) 湯梨浜町・ハワイ夢広場他 【参加者】226人 【内容】ウォークラリー(チェックポイントでフライングディスク、グラウンドゴルフ、わなげを実施) ・実行委員会 1回 ・競技委員会 3回</p> <p>西部大会【期日・会場】令和6年11月30日(土) 米子市・米子産業体育館 【参加者】398人 【内容】ポッチャ、みんなで走ろう!、玉入れ、レクリエーション、何が当たるかな? ・実行委員会 2回 ・競技委員会 3回</p> <p>イ 知的障がい者本人大会(ふれんず大会)開催事業 ○第15回ふれんず大会の開催 【期日・会場】令和6年11月24日(日) 倉吉市・倉吉福祉センター 【参加者】30名 【内容】コミュニケーション能力の向上に役立つワークショップ ・実行委員会 4回</p> <p>ウ 知的障がい者自立支援・社会参加促進事業 ○知的障がい児(者)レクリエーション教室の開催 ・東部地区・・・ボウリング大会・永年勤続表彰、1日レクリエーション、創作・余暇活動、調理実習 ・中部地区・・・果物狩り体験、花かご作り、アートな作品作り ・西部地区・・・クリスマス会、レクリエーション、waiwaiフェスティバル</p> <p>※財源 ア、イ、ウともに県補助金および自己財源をを財源とする。</p>	
① 当該事業に係る公益目的支出の額	6,082,795 円
② 当該事業に係る実施事業収入の額	4,393,761 円
③ (①-②)の額	1,689,034 円
④ 当該事業に係る損益計算書の費用の額	6,082,795 円
⑤ 当該事業に係る損益計算書の収益の額	4,393,761 円
①及び②に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 ^{注1}	
<p>イ 知的障がい者本人大会(ふれんず大会)開催事業の規模を縮小したことによる減額。 支出額、収入額ともに減っているため計画全体には影響を与えないと考える。</p>	

注1:この事業に係る公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(3) 実施事業資産の状況等

番号 ^{注2}	資産の名称	時価評価資産の 算定日の時価	移行後に 取得した場合の 取得価額	前事業年度末日 の帳簿価額	当該事業年度 末日の帳簿価額	使用の状況
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	

注2:算定日に有していた資産については、移行認可申請書(別表A公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1、ロ2・・a1・など)を記載してください。

【実施事業収入の額の算定について】

①「損益計算書の収益の額」に対応した②「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の収益の額	②実施事業収入の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注3}
受取地方公共団体補助金	4,238,000 円	4,238,000 円	スポーツ祭り開催事業、レクリエーション教室開催、ふれんず大会に対する県からの補助金であるため、経3事業の実施事業収入とする
受取地区負担金	155,761 円	155,761 円	スポーツ祭り開催に対する地区育成会からの負担金であるため、経3事業の実施事業収入とする
	円	円	
	円	円	
計	4,393,761 円	4,393,761 円	

注3: 実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

①「損益計算書の費用の額」に対応した②「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	①損益計算書の費用の額	②公益目的支出の額	②の額の算定に当たっての考え方 ^{注4}
その他	6,082,795 円	6,082,795 円	異なる費目がないため、(1)と(2)は同額となる。
	円	円	
計	6,082,795 円	6,082,795 円	

注4: ①と②が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を①及び②欄に記載してもかまいません。

【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

変更の内容及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 ^{注1}
特になし

注1: その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。
また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨記入してください。

(2) 資産の取得や処分、借入について

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 ^{注2}
特になし

注2: 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借入や施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。
また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨記載してください。

別表B〔公益目的支出計画実施報告書〕

【引当金等の明細】

(1) 実施事業に係る引当金

番号	引当金の名称	期首残高	当期増加額	目的	当期減少額		事業		期末残高
					目的使用	その他	区分	番号	
		0円	0円		0円	0円			0円

(2) (1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称	期首残高	当期増加額	目的	当期減少額		期末残高
					目的使用	その他	
		0円	0円		0円	0円	0円

(3) 「その他支出又は保金が義務付けられているもの」としたものの注

番号	財産の名称	期首の価額	当期増加額	目的	当期減少額		期末の価額
					目的使用	その他	
		0円	0円		0円	0円	0円

注：算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のままにしてください。

令和7年5月2日

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会
会長 大谷 喜博 殿

一般社団法人
鳥取県手をつなぐ育成会

監事 谷口 智恵美 

一般社団法人
鳥取県手をつなぐ育成会

監事 矢倉 裕子 

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の公益目的支出計画実績報告書に関する監査をいたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2 監査意見

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い、法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

令和7年度鳥取県手をつなぐ育成会関係主要行事予定

2025.04.30 現在 ※ 現時点での予定であり変更することがあります。

行 事		日 程	備 考 (場所)	
鳥 取 県	監事会・第1回正副会長会	5月 2日 (金)	鳥取市 福祉人材研修センター	
	第1回理事会	5月16日 (金)	倉吉市 倉吉体育文化会館	
	定期(第1回)総会	6月13日 (金)	倉吉市 倉吉体育文化会館	
	第58回三交会(保護者研修会)	7月 3日 (木)	倉吉市 エースパック未来中心	
	県民総合福祉大会	9月11日 (木)	鳥取市 とりぎん文化会館	
	第28回 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り	東部	10月25日 (土)	鳥取市 鳥取市民体育館 エネトピアアリーナ
		中部	10月25日 (土)	湯梨浜町 ハワイ夢広場
		西部	11月29日 (土)	米子市 米子産業体育館
	第16回ふれんず大会鳥取大会	7月13日 (日)	倉吉市 エースパック未来中心	
	知的障害者相談員研修会			
権利擁護勉強会				
臨時(第2回)総会	3月18日 (水)	倉吉市 倉吉体育文化会館		
中国・四国	第13回手をつなぐ育成会中国・四国大会 島根大会	10月18日 (土) 19日 (日)	島根県松江市	
全 国	第10回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会 東京大会	11月 8日 (土) 9日 (日)	東京都	
	第16回権利擁護セミナー			
	啓発キャラバン隊研修会	11月27日 (木)	静岡県浜松市 ハイブリット	

※空欄は未定

【第13回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会鳥取大会】
2028年(令和10年)11月11日(土)・12日(日) 鳥取市・とりぎん文化会館

一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障がい者（知的障がいのある児童を含む。以下同じ。）に対する県民の理解を深めるとともに、県内におけるその育成環境の整備に努め、もって知的障がい者が豊かに暮らせる社会を実現し、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会啓発事業
- (2) 福祉相談事業
- (3) 社会参加促進のための事業
- (4) 関係団体支援事業
- (5) 会報その他関係文献の刊行事業
- (6) 調査研究研修事業
- (7) この法人の構成員が扶養する知的障がい者並びにこれに準ずる者の相互扶助事業
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する議決権を有する個人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業への参加・利用を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 正会員および一般会員の範囲について必要なことは理事会において別に定める。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年度、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 19 条 会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項につい

て、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において第 18 条の規定の適用については、書面をもって議決権を行使し、又は代理人により議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された 2 人以上の議事録署名者は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人以内

(役員を選任)

第 22 条 この法人の理事は、この法人の正会員及び一般会員の中から総会の決議によって選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の過半数の決議をもって、正会員及び一般会員以外の者から選任することを妨げない。

(会長等の選定)

第 23 条 この法人に会長 1 名、副会長 3 名、常務理事 1 名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長及び常務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障が

あるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 8 章 顧問

(顧問)

第 36 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めて選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応える。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない

い。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は秋本和彦、副会長は明場辰紀、植村ゆかり、大谷喜博、常務理事は小林裕幸とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が 4 月 1 日である場合を除き、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

附 則

この定款の変更は、平成 29 年 3 月 25 日から施行する。

この定款の変更は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会 定款細則

第1章 会員

第1条 定款第6条に規定する正会員、一般会員及び賛助会員の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員（個人）の範囲

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、東部地区、中部地区、西部地区を単位とする育成会組織（以下「地区育成会」という。）及び次号に規定する団体に所属又は利用する知的障がい者の保護者及び本人から選出された者

(2) 正会員（団体）の範囲

- イ 福祉施設
- ロ 特別支援学校等
- ハ 社会福祉、保健衛生、医療、教育関係機関
- ニ 社会福祉、保健衛生、医療、教育に関係ある団体（以下「社会福祉等関係団体」という。）
- ホ その他理事会が認めたもの

(3) 一般会員（個人）の範囲

- イ 知的障がい者の保護者及び支援者
- ロ 学識経験者
- ハ 本人

(4) 一般会員（団体）の範囲

- イ 地区育成会

(5) 賛助会員（個人）の範囲

- イ 福祉施設の役員及び職員
- ロ 特別支援学校等の職員
- ハ 社会福祉、保健衛生、医療、教育関係公務員
- ニ 社会福祉等関係団体の役員及び職員
- ホ 民生委員・児童委員等社会福祉奉仕者

(6) 賛助会員（団体）の範囲

- イ 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、東部地区、中部地区、西部地区を単位とする育成会組織（以下「地区育成会」という。）が推薦するもの
- ロ その他理事が推薦するもの

第2条 正会員（個人又は団体）の議決権は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員（個人）

前条2項に規定する団体から1名を選出することとし、個人会員数が50名を超える毎に1名増とする。ただし、やむを得ず選出できない場合は、この限りではない。

なお、地区育成会については、別に定める。

(2) 正会員（団体）

団体の代表1名とする。

第3条 会員になろうとするものは、入会申込書により、定款第7条に規定する入会手続きを経なければならない。

第4条 会員は、正会員、一般会員及び賛助会員に区分して登録する。

2 会員が定款第9条又は第10条の規定により、退会又は除名となった場合は登録を解除する。

第2章 会費

第5条 定款第8条に規定する会員が納入する会費の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 正会員及び一般会員の会費の額

イ 第1条第1項第1号の正会員（個人）及び第3号の一般会員（個人）

1人（年額） 2,000円

ロ 第1条第1項第2号の正会員（団体）及び第4号の一般会員（団体）

1口（年額） 5,000円

(2) 賛助会員の会費の額

イ 第1条第1項第5号の賛助会員（個人）

1口（年額） 1,000円

ロ 第1条第1項第6号の賛助会員（団体）

1口（年額） 5,000円

第6条 会員は、前条に定める会費を毎年度7月末日までに納入するものとする。ただし、7月末日以降に新しく入会した会員については、その都度納入するものとする。

2 会費の納入方法は、次の各号に掲げるもののほかは直接本会に納入するものとする。

(1) 第1条第1項第1号の正会員及び第3号の一般会員については、次のとおりとする。

イ 福祉施設の保護者に所属するものは、各施設を通じて納入するものとする。

ロ 特別支援学校等のPTAに所属するものは、各特別支援学校等を通じて納入するものとする。

ハ 福祉施設の保護者会又は特別支援学校等のPTAに所属しない者は、各地区育成会を通じて納入するものとする。

(2) 第1条第1項第5号のイの賛助会員については、各福祉施設を通じて納入するものとする。

(3) 第1条第1項第5号のロの賛助会員については、各特別支援学校等を通じて納入するものとする。

(4) 第1条第1項第5号のハからホまでの賛助会員及び第6号の賛助会員については、各地区育成会を通じて納入するものとする。

3 前項の規定にかかわらず特別の事情があり、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

第3章 役員

第7条 監事は、理事会において正会員及び一般会員中より推薦し、総会において選任する。

第4章 会務の分掌

第8条 本会は、相互の連絡協調を図り、もって知的障がい者の福祉増進を資する目的を達成するために、会務を分掌して、その遂行にあたるものとする。

2 本会に、次の3部会を置く。

(1) 組織部（組織に関する事項を担当）

(2) 事業部（事業の企画と運営に関する事項を担当）

(3) 本人支援部（本人部会に関する支援を担当）

3 各部の業務を処理するため、それぞれ15人以内の部員を置く。

4 部員は正会員及び一般会員中より会長が委嘱する。

5 部員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 部員に欠員を生じたときの補欠部員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 部会は、必要な都度会長が招集する。

8 本人部会を置く。この部会の会則は別に定める。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年1月1日から施行する。

鳥取県手をつなぐ育成会 会員一覧

No.	育成会・施設・学校名	〒	所在地	電話
1	鳥取市手をつなぐ育成会	680-0845	鳥取市富安2-96 市社協内	0857-27-3338
2	米子市手をつなぐ育成会	683-0811	米子市錦町1-139-3 市社協内	0859-23-5490
3	倉吉市手をつなぐ育成会	682-0872	倉吉市福吉町1400 市社協内	0858-23-5600
4	境港市障がい児(者)育成会	684-0043	境港市竹内町40 市社協内	0859-45-6116
5	東部心身障害児(者)育成会	689-1402	八頭郡智頭町1970-24 春摘様方	0858-75-2867
6	中部手をつなぐ育成会	689-2205	東伯郡北栄町瀬戸187 フレンズ内	0858-37-5571
7	西部手をつなぐ育成会	689-3302	西伯郡大山町上野182 山根様方	0859-53-3804
8	若草学園	680-0947	鳥取市湖山町西1-516	0857-28-1233
9	松の聖母学園	689-0206	鳥取市白兔12-1	0857-59-0361
10	かめの会作業所	680-0912	鳥取市商栄町203-11	0857-68-2558
11	伏野つばさ園	689-0201	鳥取市伏野2259-43	0857-59-1911
12	鹿野からみ園	689-0425	鳥取市鹿野町今市1078	0857-84-2033
13	鹿野第二からみ園	689-0426	鳥取市鹿野町寺内102	0857-84-3267
14	さざなみ作業所	680-0804	鳥取市田島814	0857-27-3665
15	敬仁会館	682-0023	倉吉市山根55-39	0858-26-0480
16	皆成学園	682-0854	倉吉市みどり町3564-1	0858-22-7188
17	希望の家・若竹の家	682-0854	倉吉市みどり町3576-1	0858-22-2978
18	トーゲン倉吉	682-0911	倉吉市寺谷331	0858-22-0211
19	ボン・チャンス	682-0018	倉吉市福庭町1-365	0858-26-7530
20	羽合ひかり園	682-0713	東伯郡湯梨浜町光吉9-2	0858-35-2435
21	もみの木園	683-0103	米子市富益町4660	0859-28-8470
22	もみの木作業所	683-0103	米子市富益町4722	0859-28-9174
23	皆生やまと・えがお	683-0002	米子市皆生新田2丁目3-1	0859-36-8155
24	祥福園	683-0312	西伯郡南部町福成3293	0859-66-5171
25	わかとり作業所	683-0312	西伯郡南部町福成3290-3	0859-39-6010
26	セルプひの	689-4503	日野郡日野町根雨341-1	0859-77-0018
27	鳥取大学附属特別支援学校	680-0947	鳥取市湖山町西2-149	0857-28-5897
28	白兔養護学校	689-0201	鳥取市伏野1550-1	0857-59-0585
29	うぶみ苑多機能型事業所	680-0947	鳥取市湖山町西1-516-3	0857-28-5741
30	たんぽぽ	680-0425	八頭郡八頭町井古35	0858-72-2558
31	若ざくらふれあい作業所	680-0701	八頭郡若桜町若桜1247-1	0858-76-5035
32	鳥取青少年ピアサポート	680-0806	鳥取市薬師町46-3	0857-30-1201
33	智頭作業所	689-1402	八頭郡智頭町智頭1795-1	0858-75-3886
34	楽	682-0022	倉吉市上井町1-12	0858-24-5066
35	フレンズ	689-2205	東伯郡北栄町瀬戸187	0858-37-5571
36	柿木村福祉会	689-3224	西伯郡大山町高田1685-3	0859-54-5454
37	小竹の郷	689-3203	西伯郡大山町小竹1297-19	0859-54-2765
38	あかり広場	683-0001	米子市皆生温泉2-2-8	0859-35-0505
39	鳥取県知的障害者福祉協会	689-0201	鳥取市伏野1729-5	0857-59-6344